

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号
及び会社法施行規則第190条に定める書面)

2026年8月1日

住友化学株式会社

広栄化学株式会社

2026年8月1日

株式交換に係る事後開示事項

(株式交換完全親会社)
東京都中央区日本橋2丁目7番1号
住友化学株式会社
代表取締役 水戸 信彰

(株式交換完全子会社)
千葉県袖ヶ浦市北袖25番地
広栄化学株式会社
代表取締役 佐々木 康彰

住友化学株式会社（以下「住友化学」といいます。）及び広栄化学株式会社（以下「広栄化学」といいます。）は、2026年5月13日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、住友化学を株式交換完全親会社、広栄化学を株式交換完全子会社、2026年8月1日を効力発生日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2026年8月1日

2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

広栄化学は、会社法第785条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、2026年7月6日付で、広栄化学の株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社である住友化学の商号及び住所並びに買取口座について公告を行いました。が、所定の期間内に、会社法第785条第1項に従って、広栄化学に対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

ii 新株予約権買取請求（会社法第787条）

該当事項はありません。

iii 債権者の異議（会社法第789条）

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、住友化学にとって、会社法第796条第2項本文に規定する場合（簡易株式交換）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

住友化学は、会社法第797条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定に基づき、2026年5月14日付で、住友化学の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である広栄化学の商号及び住所について公告を行いました。なお、本株式交換は、会社法第796条第2項本文に規定する場合（簡易株式交換）に該当することから、住友化学に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第799条）

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

2, 159, 620株

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

(1) 住友化学は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した住友化学の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）は1名であり、その有する株式の数は合計1,000株でした。当該株式数は、会社法第796条第3項及び会社法施行規則第197条に規定する数を下回ります。

(2) 広栄化学は、会社法第783条第1項の規定に基づき、2026年6月25日開催の定時株主総会決議により、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) 住友化学は、本株式交換に際して、本株式交換により住友化学が広栄化学の発行済株式（ただし、住友化学が保有する広栄化学の普通株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における広栄化学の株主（ただし、後記(6)の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、住友化学を除きます。）に対し、その有する広栄化学の普通株式1株につき、住友化学の普通株式4.91株の割合をもって、住友化学の普通株

式を割当交付いたしました。なお、住友化学が割当交付した住友化学の普通株式の数の合計は10,603,734株です。

- (4) 住友化学は、本株式交換と同時に、本株式交換により増加した資本準備金の額の増加分全額を減少し、その他資本剰余金に振り替えました。この資本準備金の額の減少後の住友化学の資本準備金の額は、基準時における資本準備金の額と同額です。また、本株式交換により住友化学の資本金は増加いたしません。
- (5) 広栄化学の普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において、2026年7月30日付で上場廃止となりました。
- (6) 広栄化学は、広栄化学が基準時において保有していた自己株式の全部を、2026年6月25日開催の取締役会の決議により、基準時をもって消却いたしました。

以上